

無料講習

労災保険実務講習会

～第2回 労災保険の障害(補償)給付

労災保険法施行規則 別表第一障害等級表を解説～

主催：渋谷労働基準協会

(一社)新宿労働基準協会

(一社)池袋労働基準協会

労災保険は、業務災害・通勤災害の傷病が治癒した後、障害が残ったときに障害(補償)給付を支給します。第1級から第7級の重い障害には年金が支給され、第8級から第14級までの比較的軽い障害には一時金が支給されます。

令和5度は2回に分けて、障害等級がどのように定められているのか解説しています。

また、精神障害・自殺事案の労災認定をより適切かつ迅速に行うため、令和5年9月1日付けで改正された認定基準について説明いたします。

日時	令和6年1月24日(水) 14:00～16:30 (受付13:30～)		
場所	渋谷区立商工会館 2F 大研修室 (裏面地図参照) 渋谷区渋谷1-12-5		
内容	■ ■ 主な解説予定テーマ ■ ■ ◆ 上肢・下肢の障害等級 ◆ 胸腹部臓器の障害等級 ◆ 神経系統の機能障害及び精神の障害 ◆ 改正「心理的負荷による精神障害の認定基準」		
講師	渋谷労働基準監督署 担当官		
受講料	無料	定員	60名
申込方法 申込先	裏面申込票にご記入のうえ、Faxでお申し込みください。 渋谷労働基準協会 渋谷区鶯谷町19-19 ソフィアハウス2C号 TEL:6416-3720 FAX:6416-3721		
その他	この講習は、渋谷労働基準監督署にご協力をいただき開催いたします。		

労災保険実務講習会申込書 兼 受講票

令和6年1月24日(水) 14:00~16:30 (受付 13:30~)

◆参加費 無 料

会員の別	○を付けてください。 渋谷・新宿・池袋・会員以外		
事業場名		TEL	
		FAX	
所在地	〒		
連絡担当者	部署	氏名	
受講者	氏名	受講番号(協会記入欄)	
受講者	氏名	受講番号(協会記入欄)	

FAX 番号 : 6416-3721 (渋谷労働基準協会)

注 : ◆本受講票を当日受付に提出してください。

◆個人情報、本研修のため以外に使用することはありません。

◆発熱等の症状がある方は、受講をご遠慮ください。

渋谷区立商工会館
2階大研修室
渋谷区渋谷1-12-5

受付日
月 日

